

整理番号	3 - 12
------	--------

令和3年度
千葉地方最低賃金審議会

第1回

鉄鋼業最低賃金専門部会議事録

令和3年9月29日
13:55～15:45
千葉労働局1階会議室

令和3年度
千葉地方最低賃金審議会
第1回鉄鋼業最低賃金専門部会

1 日時 令和3年9月29日(水) 13:55 ~ 15:45

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大竹委員、中原委員、鈴木委員

労働者側委員

近藤委員、川田委員、水野委員

使用者側委員

渡部委員

4 議題

(1) 部会長及び同代理の選出について

(2) 特定最低賃金額の改正審議について

(3) その他

5 配付資料

(1) 最低賃金審議会令

千葉地方最低賃金審議会運営規程

千葉地方最低賃金審議会・専門部会運営規程

(2) 特定最低賃金の改正決定について(諮問文)写

(3) 最低賃金に関する基礎調査報告書

(4) 千葉県における最低賃金の推移

(5) 特定最低賃金(A・Bランク)改定状況の推移

(6) 令和3年千葉県鉄鋼業最低賃金の影響率

(7) 意見書(写)

6 議事内容

○ 北川賃金室長補佐

ただ今から、第1回千葉県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。本

日は第1回目の専門部会の開催ですので、会議の進行については、部会長が選出されるまでの間、事務局で進めさせていただきます。

先ず、専門部会の成立について御報告申し上げます。本日は、使用者側委員の竹内委員と下村委員が所要で欠席されるとの連絡をいただいております。したがいまして、公益委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員1名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立しております。

第1回目の専門部会ですので、労働基準部長の城から御挨拶申し上げます。

○ 城労働基準部長

委員の皆様におかれましては、日頃から労働基準行政の運営に当たり、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、本日は、御多忙の中、御出席いただきありがとうございます。

千葉県の実最低賃金につきましては、大変厳しい状況の中、御審議いただきましたこと、公労使の委員の皆様方に改めて感謝申し上げます。10月1日から28円引上げられ、953円が適用されることとなっております。今後でございますが、改定後の最低賃金額の周知に万全を期してまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様方の御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は、鉄鋼業の特定最低賃金の審議をお願いすることとなります。御承知のとおり、特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金と異なり、関係労使のイニシアチブ発揮により決定されるという性格がございます。業界の現況や今後の情勢等を参考に、労働者の賃金動向も踏まえて御審議いただき、是非とも全会一致の議決に至りますよう御努力をお願いする次第でございます。委員の皆様方には、大変御労苦をお掛けすると思っておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 北川賃金室長補佐

本専門部会を代表する部会長と部会長代理を選出させていただきます。なお、部会長と部会長代理は、最低賃金法第25条第4項で準用する第24条の定めにより、公益委員の中から選出していただくこととなります。

過日開催の公益委員会議にて、部会長に大竹委員、部会長代理に中原委員とのお話がありました。いかがでしょうか。お諮りいたします。

○ 一同「異議なし」の声

○ 北川賃金室長補佐

ただ今、部会長に大竹委員、部会長代理に中原委員が選出されました。これからの議事進行につきまして、大竹部会長、よろしくお願ひいたします。

○ 大竹部会長

部会長として最大限努めてまいりますので、審議の円滑な運営に御協力よろしくお願ひします。

先ず、本日の専門部会ですが、運営規程第6条ただし書により「率直な意見の交換、若しくは、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当しますので非公開とします。

続いて、議題の特定最低賃金の改正審議に入りたいと思いますが、その前に、御手元に配付されている資料と意見書について、事務局から説明を受けたいと思います。

○ 庄司賃金室長

資料 1 は、審議会や専門部会等の運営、審議に当たっての規程類をお配りしました。特に御説明申し上げたいのは、最低賃金審議会令第6条第5項で「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と定められております。本審議会であらかじめ議決しておけば、本審議会の決議を得なくとも、専門部会の決議をもって本審議会で決議されたものとするところとすることができるという取扱いになっております。特定最低賃金専門部会については、本年6月25日に開催された第422回本審議会にて、決議が全会一致の場合には審議会令第6条第5項を適用する旨議決されておりますので、全会一致であれば専門部会の決議によって本審議会が決議したものと取り扱われます。

資料 2 は、8月23日開催の第425回本審議会において、千葉労働局長から諮問がなされた2業種に係る改正決定の諮問文の写しです。

資料 3 は、最低賃金に関する基礎調査報告書です。最低賃金に関する基礎調査報告書は、千葉県における労働者の賃金実態の把握を目的に実施した調査の結果を示した資料です。6枚目を御覧願ひします。こちらには、千葉県の鉄鋼業の現行最低賃金額995円が、いくら上がるとどのくらいの影響があるかを折線グラフで表しております。

資料 4 は、千葉県における最低賃金の推移です。特定最低賃金7業種のうち、鉄鋼業と電気機械器具製造業関係が、昨年度、改正されております。

資料 5 は、全国のA・Bランク地域の鉄鋼業最低賃金の改定状況の推移です。鉄鋼業の特定最低賃金については、昨年度、千葉局を含め6局で改定

が行われております。

資料 6 は、千葉県における鉄鋼業最低賃金を現行金額から引き上げた場合の影響率を1円刻みで、折線グラフではなく数値化して表にしたものです。

資料 7 は、8月23日開催の第425回本審議会にて、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会会長に対し鉄鋼業の特定最低賃金の改正について諮問がなされ、これを受け、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項の定めるところにより公示を行い、その結果提出された基幹労連千葉県本部からの意見書です。意見の概要ですが、千葉県内の基幹産業の中核である鉄鋼業で働く労働者は、暑熱や粉じん発生を伴う現場など、厳しい労働環境の中で、高度な技術・技能を活かして働いている。特定最低賃金の要件たる基幹的労働者の賃金は、一般的な労働者と比べ相応の水準確保が必須である。少子高齢化や生産年齢人口の減少が続く中、産業、企業の存続、発展には優秀な人材の確保、定着が不可欠であり、魅力ある労働条件によって若者が千葉県鉄鋼業に就職したいと思う環境整備が必要である。県内のみならず、東京都等との人材獲得競争下にもある中で、人材の流出防止と格差改善のためにも特定最低賃金の取組は重要である。そうした実情に鑑み、今年の千葉県鉄鋼業特定最低賃金に関する改正について次のとおり要求する。1つ目として、千葉県鉄鋼業特定最低賃金審議会においては、労使のイニシアチブで決定することを踏まえ、鉄鋼産業のさらなる発展に向けた労使の話合いを進めていく上で、極めて重要な機会である点をご理解いただき、金額改正の審議にご協力いただきたい。2つ目として、千葉県鉄鋼業特定最低賃金は、鉄鋼労働者の生活を支えるセーフティネットとして最大の柱である。組織労働者との格差改善を考慮しつつ、人材確保の観点からも鉄鋼業を魅力ある産業と認識してもらえよう、特定最低賃金の意義・役割等についての議論がなされるよう要求するという内容です。

次に、10月1日から効力が発生する県最賃のリーフレットを作成いたしました。本リーフレットを使い、積極的な広報、周知を図っていきたいと思います。委員の皆様にも、機会があれば、周知について御協力いただければと思います。

なお、鉄鋼業の改正申出書の協約最下限額は1,040円となっておりますことを念のため説明させていただきます。

- 大竹部会長
ただ今の事務局からの説明について、質問等はございますか。

- 一同「ありません」の声

○ 大竹部会長

それでは、具体的な金額審議に入っていただきますが、金額審議に入る前に、この場において、労働者側から基本的な考え方を御説明いただき、続いて、使用者側から基本的な考え方について御説明いただく。その後、別室で協議いただき、公益側が意見調整させていただくということではいかがでしょうか。

○ 一同「異議なし」の声

○ 大竹部会長

それでは、労働者側から基本的な考え方を述べてください。

○ 近藤委員

鉄鋼業の特定最低賃金については、鉄鋼労働者の生活を支えるセーフティネットとしての最大の柱であると考えております。人材確保の観点からも、鉄鋼業を魅力ある産業として認識してもらえるように、その意義、役割についての議論がなされるようお願いしたいと思います。一番の課題は、東京、神奈川への人口、人材の流出です。これを防ぐことによって千葉県地域の発展にも寄与すると考えておりますので、是非真摯な議論をお願いしたいと思います。

○ 大竹部会長

次に、使用者側から基本的な考え方をお願いします。

○ 渡部委員

本日、竹内委員と下田委員が欠席しております。本来であれば、関係労使のイニシアチブにより検討する特定最賃ですが、本日を迎えるまでに十分に両委員と話し合いを持ち、私に一任いただいておりますことを、先ずお話ししたいと思います。コロナ禍という非常時において厳しい状況が続いておりますが、県最賃の審議においては、3.03%、28円の引上げという大変高額な金額での結審となりました。私たちは、常々、最低賃金は各種指標やデータなど明確な根拠の下で納得感のある水準に決定すべきであると強く主張しております。こうした考えは、特定最賃の審議においても全く変わりませんので、労使互いに根拠を持った金額の提示をお願いしたいと思います。

本業界は、コロナ禍で落ち込んだ鋼材需要の回復で採算が回復したことに

加え、これまでの高炉休止などの合理化による固定費の削減が寄与し、業績が回復しているというのは認識しております。しかし、我が国の鉄鋼業界は、利益率で大きく海外に遅れを取っていますし、今後とも設備集約等によるコスト削減と適正な価格体系への見直しを推進していかなければなりません。今回の回復は、構造不況が一変したというわけではなく、一時的な鋼材市況の高騰による部分が大きいといえます。さらに、今後は脱炭素に向けて設備改修も必要となってくることから、一層の構造改革が迫られております。使用者側の考えですが、時間の制約もあることから、ある程度具体的に金額も申し述べたいと思います。具体的な金額としては、我々がいつもお話ししている令和3年賃金改定状況調査第4表の0.5%が一つです。もう一つは、連合調査の2021年春季生活闘争回答集計結果における企業内最低賃金の賃上げ率は基幹労連で1.8%でした。賃金改定状況調査の0.5%では5円、企業内最低賃金の賃上げ率1.8%では18円の引上げになります。昨年と比べ、今後、不安定要素も多くあると思いますが、業況が回復していることと、特定最賃の議論ですので全産業平均の第4表によるよりも基幹労連の賃上げ率がふさわしいと考え、現行の995円から18円の引上げで1,013円。これを先ず提示したいと思います。この金額は昨年の引上額を大きく上回り、地賃を含め当県では初めて1,000円を超える最低賃金となります。先ずは、誠意ある金額の提示と捉えていただきたいと思います。

- 大竹部会長
労使双方、今の説明に補足はありますか。
- 渡部委員
先ほども申し上げたとおり、時間の関係もありますので、できましたら、今持っていらっしゃる具体的な金額を御提示いただければ、それに沿って考えてまいりたいと思います。
- 中原部会長代理
提示できるのであれば提示していただいて、それを踏まえて別室で協議ということもあろうかと思えます。無理にとは言いませんけれども。
- 近藤委員
連合という立場と、基幹労連の立場、それと現場の労働組合の代表が来ておりますので、擦合せの時間をいただければと思います。ただ、渡部委員からありましたように、当然限られた時間ですので、こちらとしてもすぐに回

答ができるよう協議させてもらえればと思います。

○ 渡部委員

了解しました。

○ 大竹部会長

労使双方から基本的な考え方を説明してもらい、お互いに確認していただきました。これを踏まえ、別室にて協議をお願いします。協議が整いましたらお知らせいただきたいと思います。事務局は、委員の方々を別室まで御案内願います。

< 労使別室にて協議、公益委員が労使別に折衝実施 >

< 労使別室から会議室へ集合 >

○ 大竹部会長

それでは再開させていただきます。

本日は、各側別室にて御協議いただき、公益委員が調整を行いました。調整の結果について若干説明いたします。

労働者側からは、東京、神奈川への人材流失を防ぐ、人材確保の観点から魅力ある産業として鉄鋼業を作っていく必要があるとして、地賃と同じ3.03%でプラス31円との提示がありました。その後、東京、神奈川の最賃額、千葉の鉄鋼がAランクであるという立場を考慮して28円プラスアルファとの見解もいただいたところです。水野委員からは、現場の声として、若者の離職が増えておりこれを食い止める、東京、神奈川への人材流失を食い止める、優秀な人材を確保するためには、最低賃金の引上げは重要であるとの意見をいただきました。鉄鋼業は今まで厳しい状況でしたし、それでも労働者側は前向きに協力してきたという背景もあったということでした。労働者側に御検討いただき、28円プラス1円が本音だけれども、最終的に28円を御提示いただいたところです。

使用者側からは、コロナ禍の厳しい状況の中で県最賃の28円引上げはかなりの高額であったとの認識の中で、根拠のある主張をしましょうということと、

鉄鋼業については業況が回復傾向ではあるものの一時的に市況がよくなったという背景や、脱炭素への投資の必要もあり、今後も大規模な構造改革が必要との主張がありました。金額的には、企業内最低賃金の賃上げ率 1.8%の引上げを目安に、当初 18 円との御提示をいただきました。その後検討いただき、J F E は千葉と川崎にも工場があるということで、神奈川の県最賃、鉄鋼業が吸収されている県最賃が 28 円引き上げられたことも意識し、最終的に 28 円が限度との提示をいただきました。

労使の意見が最終的に 28 円で一致したところですので、公益委員案を提案いたします。時間額 1,023 円。現行の 995 円にプラス 28 円。発効日は令和 3 年 12 月 25 日ということで、御賛同賜りたいと存じます。この案で御承諾いただけますでしょうか。

○ 一同「はい」の声

○ 渡部委員

間を取り持っていただいたといたしますが、公益の先生方に、先ず御礼申し上げます。また、労働者側の皆さんにも歩み寄っていただいたことを感謝したいと思います。気持ち良く終わったことを感謝したいと思います。労働者側からもありましたとおり、神奈川、東京は意識したいと私も思っておりまして、同都県の県最賃との差を縮めることはできませんでしたが、同都県の県最賃との差を広げることがないように、お約束はできませんが、できればいいなと考えております。本日は気持ち良く終われ、公益の先生方、労働者側の皆さん、ありがとうございました。

○ 大竹部会長

労使各側の委員の皆様の御理解、御協力をいただき、全会一致で結審することができました。厚く御礼申し上げます。早速、本日の結審の状況を千葉地方最低賃金審議会会長に報告するとともに、あらかじめ御承認いただいている最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、労働局長に答申したいと思います。

事務局は、専門部会報告案を用意してください。

< 専門部会報告書案を各委員に配付 >

○ 大竹部会長

ただ今お配りした報告書案の内容についてお諮りします。確認のため、事

務局より朗読願います。

- 植村賃金指導官

< 報告書案を朗読 >

- 大竹部会長
専門部会報告書案について御承認いただけますでしょうか。

- 一同「はい」の声

- 大竹部会長
報告書案について御承認をいただきましたので、本案のとおり審議会会長に報告します。
続いて、事務局は答申文案を用意してください。

< 答申文案を各委員に配付 >

- 大竹部会長
ただ今お配りした答申文案の内容についてお諮りします。確認のため、事務局より朗読願います。

- 植村賃金指導官

< 答申文案を朗読 >

- 大竹部会長
このとおり労働局長に答申することについて、御承認いただけますでしょうか。

- 一同「異議なし」の声

- 大竹部会長
答申文案について御承認いただきましたので、早速、答申します。

< 大竹部会長から城労働基準部長に答申文を手交 >

○ 城労働基準部長

ただ今答申をいただきました。業況は回復しつつあるとお伺いしておりますが、引き続き非常に厳しい環境の中、委員の皆様方には真摯に御議論いただき感謝申し上げます。今後は、県最賃に加えこの特賃についても、積極的に周知してまいりたいと考えております。また、各種助成金もございいますので、これについても併せて周知してまいりたいと考えております。引き続きの皆様方の御支援をどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○ 大竹部会長

事務局は、今後の日程について説明してください。

○ 庄司賃金室長

ただ今答申をいただきましたので、最低賃金法第 15 条に基づき、答申要旨を本日公示いたします。10 月 13 日（水）まで異議申出を受けることとなり、異議があった場合は本審議会を 11 月 8 日（月）に開催することとなります。

○ 大竹部会長

本日は、当初、使用者側から 18 円、労働者側から 31 円ということで開きがありましたが、最終的に全会一致で結審することができました。ありがとうございました。

ほかに何かありますでしょうか。

○ 一同「特にありません」の声

○ 大竹部会長

結審に向けて御協力いただき、ありがとうございました。
これをもって閉会とします。